沖縄県差別のない社会づくり条例に関する県民意識及び実態調査業務仕様書

1 業務名

沖縄県差別のない社会づくり条例に関する県民意識及び実態調査

2 委託期間

契約締結の日から令和7年3月14日まで

3 事業目的

本事業は、県内における不当な差別の実態や県民の意識などについて、調査分析を行い、沖縄県差別のない社会づくり条例見直し検討のための基礎データを得るとともに、 本県の実情を踏まえた効果的な施策の検討に資することを目的とする。

4 委託業務の内容

- (1) 意識及び実態調査の実施
 - ①標本抽出

次の方法により調査を実施する。

- (ア) 調査方法:留置法又は郵送等によるアンケート調査
- (イ)調査地域:沖縄県全域
- (ウ)調査対象:沖縄県内の満18歳以上の者(外国人を含む)
- (工) 標本数 : 3,000 件
- (オ)標本数の配分:県民全体の縮図となるように、対象調査地区人口及び年齢構成比 に応じ、調査件数を比例配分し市町村毎の件数を決定。
- (カ) 抽出方法:層化2段無作為抽出法

②調査票の作成

- ア.設問数は約40問を想定。人権全般、人権問題の解決等、県民を理由とする不当な差別法務省の啓発活動強化事項、他の自治体調査等を参考にして、県民の実態等について質問項目の提案を行うこと。
- イ.質問項目の提案に際して、その意図やねらいを説明すること。
- ウ.回答者の答えやすさに配慮したレイアウトにするなど、回答者の負担を軽減し、回収率の向上に努めること。
- エ.実際の設問については、本調査業務の受託機関にて、調査票を検討した上で委託者と の協議後、調査票を確定し、印刷する。
- ③調査票の配布 ※業者からの提案による
- ④調査票の回収率

※回収率を高めるための取組があれば提案すること。 (回収率70%程度想定)

(2)集計

回収した調査票について単純集計、クロス集計を行う。

(3) 分析·考察

本調査業務の受託機関にて、社会学者の専門家等からの意見をもらいながら分析・考察を行い、次の①から③の内容により報告書等を作成する。

社会学者等の専門家選定については業者からの提案とし、委託者との協議後に決定する。

- ① 調査の概要
- ② 調査結果の要約
- ③ 調査結果の概要

(4) 報告書作成業務

各調査項目を集計のうえ、調査結果を報告書としてまとめるとともに、次の①から③の成果品を提出する。

<成果品>

- ①概要版(紙媒体):200部
- ②報告書(紙媒体):450部
- ③調査結果を記録した電子媒体及び回収調査票

※電子媒体は調査情報及びデータ(word 形式、EXCEL 形式)も含み、契約終了後、 県において加工・編集・分析・検証が可能な形で提出をすること。

<成果物の提出について>

- ① 令和6年12月末 調査・分析結果についての中間報告
- ② 令和7年2月初旬 調査・分析結果に係る第1次報告書を沖縄県へ提出
- ③ ②の内容について、沖縄県と協議したうえで、契約期間内に最終報告書を提出すること。また、県民に広く周知できるよう、調査結果をまとめたパンフレット形式の概要版も併せて提出すること。
- (5) その他、「沖縄県差別のない社会づくり条例に関する県民意識及び実態調査」の円滑な 実施に資する提案があれば幅広く認める。

5 著作権

成果品の著作権は沖縄県に帰属する。

ただし、本委託業務の実施にあたり、第三者の著作権、その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任をもって処理すること。

6 再委託等の制限について

(1) 一括再委託の禁止等

以下の契約の主たる部分については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせること(以下「再委託」)はできない。

- ア 契約金額の50%を超える業務
- イ 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統括的かつ根幹的な業務

(2) 再委託の範囲

本委託契約の履行に当たり、再委託ができる業務等の範囲は以下のとおりとし、再委託を行おうとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。

ただし、以下に定める「簡易な業務」については、県の承認を要さずに再委託を行う ことができる。

- ○再委託ができる業務の範囲
 - ア 履行にあたり特殊な技術能力等を必要とする業務
 - イ 業務を遂行する上で、円滑かつ効率的な執行が見込める専門的業務
- ○簡易な業務
 - ア資料の収集、整理
 - イ複写、印刷、製本
 - ウ 原稿、データの入力及び集計

7 協議について

本仕様書に記載されていない事項が発生した場合、あるいは本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は、沖縄県こども未来部女性力・ダイバーシティ推進課と協議すること。